

大阪市地域福祉基本計画の概要について

1 計画の概要

本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法・制度等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定する。（計画期間 平成30～32年度の3年間）

区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取り組み ・区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み

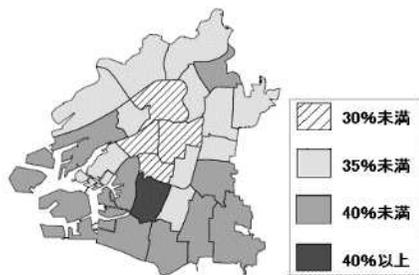
本計画は、各区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町対地域福祉計画」を形成

本計画は、地域という視点から保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いに関わらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものである。また、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応するため、人権など他の関連分野の施策と連携した取り組みをめざすものである。

本計画は、庁内会議の「地域福祉連絡会議」において全庁的な体制で計画の推進を図ることとし、「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」及び「計画策定・推進部会」において、評価・改善方策の検討を行うPDCAサイクルを活用して効果的に取り組みを進める。

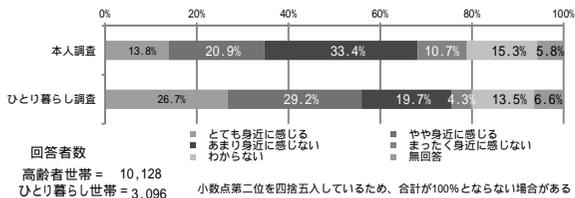
2 本市の現状・課題

2040年
区別高齢化率
大阪市
人口ビジョン



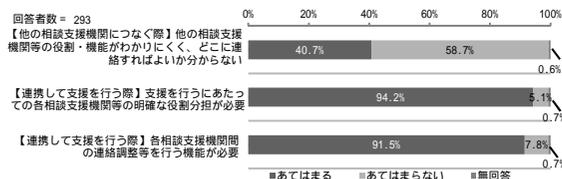
区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切

孤立死への
感じ方
高齢者
実態調査
報告書



孤立死を身近に感じる人が多く、見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要

他の相談支援
機関との連携に
ついて
相談支援機関の
実態把握に
向けた調査



本人や世帯全体の複合化したニーズに対応するためには、分野を超えて連携するしくみが必要

3 法・制度の動向と本市の方針

国の動向

地域共生社会の実現に向けて

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」ための仕組みを構築することが示された。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- ・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- ・人口減少に対する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す など

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（促進法）」が施行され、地方公共団体においても、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。

本市の方針

地域共生社会の実現に向けて

- ・住民相互の支え合い機能を強化するため、市社協・区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進する取り組みを進める
- ・社会的孤立や複合課題に対応するため、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を行う など

成年後見制度の利用促進

- ・「大阪市成年後見支援センター」を促進法に定める中核機関と位置づけ、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営、本人を中心とする「チーム」を支援する、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築する取り組みを進める
- ・今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援の強化に取り組む

4 計画の基本理念と基本目標

基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

地域が「我が事」として取り組むための施策

住民主体の地域課題の解決力強化

- ・あらゆる世代の住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、新たな活動の担い手づくりに取り組む。
- ・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動など地域活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざす。
- ・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進める。
- ・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進める。

地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- ・多様な主体の参画を促し、協働(マルチパートナーシップ)を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進する。
- ・市内の大学等に通学する学生や、専門的なスキルを有する人材、地域集会施設やコミュニティ施設、空家・空き店舗など、豊富な社会資源を有効に活用する。

災害時等における要援護者への支援

- ・地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図る。

基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立

支援を要する人を地域・相談支援機関・行政が「丸ごと」支えるための施策

地域における見守り活動の充実

- ・見守りや助け合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組むとともに、見守りのツールとしてICTの積極的な活用を検討する。

相談支援体制の充実

- ・複合的な課題を抱えた人に対し、施策横断的な連携のしくみづくりを進めるため、区保健福祉センターが中心となり、様々な分野の関係者が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催するモデル事業を、平成29年度から3区(福島区・東淀川区・平野区)で実施。
- ・モデル事業の効果検証を行い、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざすとともに、それを担う人材(相談支援機関や行政職員等)の育成・確保に取り組む。
- ・こどもの貧困対策と連携して、子どもたちが多くの時間を過ごす学校において支援が必要なこどもを発見し、困窮度の高い子育て世帯を、適切な支援につなぐしくみの構築を図る。

権利擁護支援体制の強化

- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進める。

5 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

「地域における見守り活動」と「専門的な相談支援機関による支援」の相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、社会的孤立や複合課題を抱えた人を、早期把握・早期対応できる地域づくりをめざす。

要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

- ・地域における見守り体制を強化するため、区役所、区社協、地域団体などの意見交換会等を通じて、見守り活動の重要性について理解を深める。
- ・支援困難事例に適切かつ円滑に対応できるよう、情報交換会等を通じてCSWのスキルアップに取り組むとともに、名簿作成のための訪問の機会などを活用しながら支援が必要な人の発見に努める。
- ・認知症高齢者等の行方不明事案の再発防止のため、「見守りシール」等を配付し、早期の身元判明に向けて取り組む。

複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

- ・平成29年度から実施しているモデル事業の効果等について、分析と検証を行ったうえで、各区の実情に応じた取り組みが進められるよう、必要な機能や、事業実施手法等の選択肢を示し、地域の見守り活動と連携した支援体制の構築に向けた取り組みを進める。

2 福祉人材の育成・確保

地域福祉活動の担い手としての市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれの人材の育成・確保の取り組みを進める。

地域福祉活動の担い手の確保

- ・地域福祉活動を始めるきっかけとなる情報発信や、世代に応じた担い手づくりの取り組みを推進する。
- ・子どもの頃から福祉についての関心が持てるよう、小学生用福祉教材を作成し、小学校において福祉を学ぶ機会を設ける。

福祉専門職の育成・確保

- ・福祉現場で働く福祉専門職から、仕事で出会った感動エピソードを募集し、福祉の魅力が伝わる優良事例を表彰・作品化することで、仕事に対する意欲の維持につなげるとともに、市民に対して、福祉の仕事のイメージアップを図る。
- ・職員同士が、施設等を越えて、横のつながりを作れるよう、継続して情報交換を行う場を設置し、各職場での実践につなげる。
- ・将来の福祉の担い手になる層、これまで福祉と接点のなかった層など、ライフステージに応じて、より幅広く参入の促進を図る。

行政職員の専門性の向上

- ・専門性の高い職員の確保、研修の充実、キャリア形成を見据えた人事配置等、増大する福祉ニーズに的確に対応できる人材を確保し、専門性の向上に取り組む。

3 権利擁護の取り組みの充実

虐待防止に関する取り組みをさらに推進するとともに、認知症や知的精神障がいにより判断能力が低下した人が、自分らしく安心して暮らしているよう、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度の利用を促進する。

虐待防止に向けた地域連携の推進

- ・地域における虐待についての知識・理解の普及啓発、ネットワークの構築に取り組むとともに、介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導・実地指導において、施設従事者等の意識の向上を図る。
- ・虐待対応に従事する行政職員の専門性を確保するため、事例検討会等を計画的に実施。

成年後見制度の利用促進

- ・権利擁護支援が必要な人を地域で発見し、早期に支援に結びつけるため、本人を中心とした「チーム」を形成し、専門職団体等が連携する「協議会」が「チーム」を支援する。成年後見支援センターを「中核機関」と位置づけ、協議会の運営とネットワークの整備を担う。
- ・自分自身で成年後見制度の利用を決定し、申し立てを行う「本人申立」を推進し、任意後見や保佐・補助類型の利用促進、成年後見制度の理念や利用の有効性等、成年後見制度の普及啓発を推進する。
- ・今後、権利擁護支援を必要とする人が増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化に取り組む。